

東京都交通局職員の職員カード及び ネームプレートの着用に関する要綱

昭和61年12月26日61交総第976号
一部改正 平成2年3月31日 元交職第921号
一部改正 平成14年10月1日14交職第463号
一部改正 平成16年3月31日15交職第1231号
一部改正 平成28年3月31日27交職第1827号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都交通局職員（再任用職員及び再雇用職員を含む。以下「職員」という。）の職員カード（東京都交通局職員服務規程（昭和50年交通局規程第26号。以下「規程」という。）第5条に規定する職員カードをいう。）及びネームプレート（規程第5条の2第3項に規定する職員カードとは別の形式のものをいう。）の着用等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員カードの着用)

第2条 職員カードを着用するに当たり、職員カード本体及びホルダーケースは、別紙1のとおりとする。

2 規程第5条の2第2項第2号及び第3号に規定する場合とは、各部長があらかじめ職員部長に協議の上、定める職場又は場合とする。

(ネームプレートの着用)

第3条 ネームプレートの形式等は、次に定めるとおりとする。

一 別紙2の図3に定める形式

二 別紙2の図3に定める形式によることが適当でない場合は、各部長が職員部長と協議の上、定める形式

2 別紙2の表に規定する事業所に勤務する職員は、職務の執行中、原則として左胸の見やすい箇所にネームプレートを着用するものとする。

3 規程第5条の2第2項の規定は、ネームプレートの着用に準用する。

(ネームプレートの貸与)

第4条 ネームプレートは、別紙2の表に定める事業所に勤務する職員に貸与するものとする。

(ネームプレートの再貸与)

第5条 ネームプレートの貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、次に該当する場合には、速やかに所属長に届け出て、再貸与を受けなければならない。

一 ネームプレートを破損し、又は紛失したとき。

二 氏を変更したとき。

(ネームプレートの返還)

第6条 被貸与者は、職員でなくなったとき、又は記載事項に変更があったときは、ネー

ムプレートを速やかに返還しなければならない。

(特別職職員及び臨時職員の取扱い)

第7条 特別職職員（再雇用職員を除く。）及び臨時職員は、当該職員の勤務の実態からみて職員カード又はネームプレートを着用することが望ましいと認められる場合に、各部の職員カード担当課が職員部人事課にあらかじめ協議の上、職員カードを所持し、着用することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、職員の職員カード及びネームプレートの着用に関し必要な事項は、職員部長が別に定める。

附 則（61交総第976号）

- 1 この要綱は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にネームプレートを着用している職員のネームプレートの型式については、なお従前の型式によることができる。

附 則（元交職第921号）

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（14交職第463号）

- 1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この要綱に基づく型式のネームプレートが貸与されるまでの間の取扱いについては、なお従前の型式によることができる。

附 則（15交職第1231号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

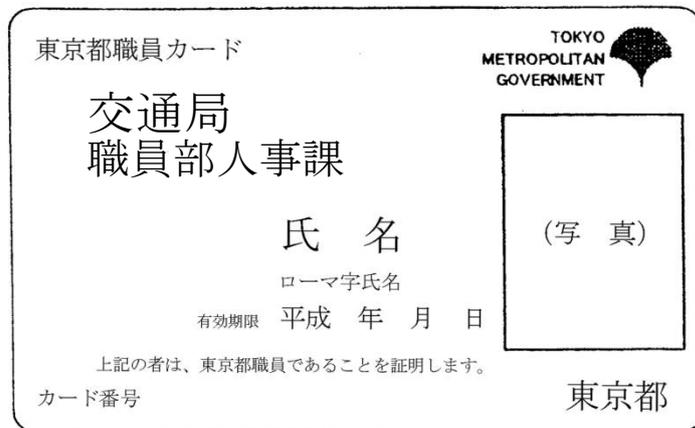
附 則（27交職第1827号）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東京都交通局職員のネームプレートの着用に関する要綱第3条第2項に基づき定めたネームプレートの型式は、この要綱による改正後の東京都交通局職員の職員カード及びネームプレートの着用に関する要綱第3条第1項第2号により定めたネームプレートの形式とみなす。

【職員カード本体】

- 1 職員カード本体には、図1のとおり、所属名を表示する。所属名は、原則として、本庁に勤務する職員にあつては、局、部及び課の名称を、事業所に勤務する職員にあつては、当該事業所の名称を表示する。
- 2 副参事級以上の職員については、職名を表示する。
- 3 所属名等は原則2段書き（1列目：局名又は事業所名、2列目：部課名）とするが、文字数が多い等の理由により、2段書きにするとバランスが悪い場合には、3段書きとすることができる。
- 4 所属名の表示に当たっては、人事異動等に対応ができるようにするため、テプラ等リライトが可能なものを使用する。

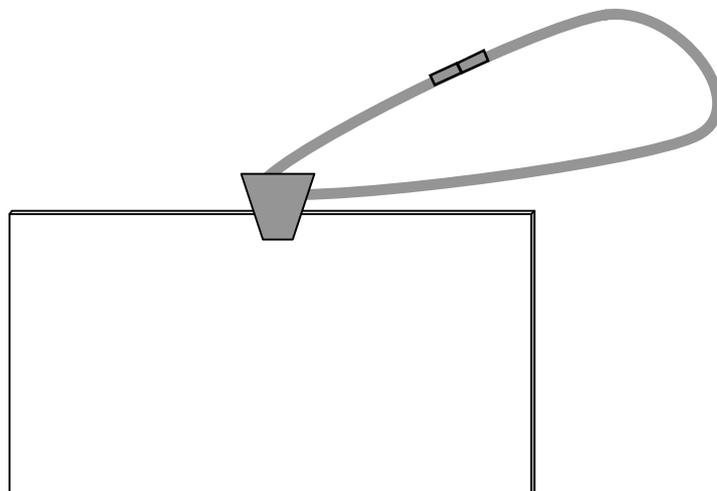
図1



【ホルダーケース（ソフトケース）】

- 1 ホルダー本体は、図2のとおり、樹脂製、無色透明とし、職員カード本体をホルダーケースに入れて使用する。
- 2 ホルダーケースの大きさは、ネームプレート本体に適合する大きさとする。
- 3 胸ポケット等に装着できるようにクリップを付けるか、首から下げられるようにストラップを付ける。ストラップを付ける場合は、安全装置機能があるものとする。

図2



ネームプレートを着用する事業所	形式
研修所及び都営交通お客様センターを除く事業所	図3のとおり

【図3】



- 氏名札を所属札に挟み込む方式とする。
- 東京都シンボルマークは「東京都グリーン」、氏名札の色地は白色、氏名及び所属名(役職名)は「東京都グレー」により表示する。
- ネームプレートの大きさは、縦30ミリメートル、横55ミリメートルとする。
- 取付具は、金属クリップと安全ピンの二方法併用とする。